

議案第7号

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくば市条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）（府令の改正に係る経過措置に

関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

- 2 前項の場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府令第25条第1号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)
府令第25条第2号	認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年茨城県条例第64号)
府令第25条第3号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茨城県条例第42号)
府令第25条第4号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)	つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和8年つくば市条例第号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

内閣府令を引用する形式に改めることにより、同府令に定める基準を即時に反映するため、この条例案を提案するものである。

議案第7号

つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についての説明資料

つくば市こども・保健部幼児保育課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

本条例は児童福祉法の規定に基づき内閣府令である「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に従い、定めたものである。

当該府令については必ず適合しなければならない「従うべき基準」の改正が多く、また、「参酌すべき基準」についても、現状地域の考慮すべき事情もないことから府令のとおり対応している。

このことから当該基準は、府令の例によるものとし、法律及び府令等の改正に迅速かつ柔軟に対応するため、条例の全部を改正するもの

○ 他自治体の状況等

基準府令のとおりとしている市町村

愛媛県松山市、千葉県鎌ヶ谷市、船橋市、松戸市、熊本県熊本市 等

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16
- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

法律及び内閣府令等の改正に迅速かつ柔軟に対応することで、適切な事務執行に資する。